

利用料（二割負担）大津介護

サービスの提供による利用料の額は、厚生労働大臣が定める額の合計額となります。介護保険の適用がある場合（「法定代理受領」※注の場合）には、下記料金表のサービスの額の二割が利用者負担金となります。ただし、支給限度額を超えた分は報酬告示額（10割）負担となります。

注～「法定代理受領」とは、利用者が居宅サービス計画に基づいたサービスの提供を受けた時に発生した料金について、利用者が支払うべき費用の一部（概ね二割）を除いた分を、事業所が市町村から受け取ることを行います。

（特定事業所加算、処遇改善加算、地域区分含む）

身体介助（午前8時00分～午後6時00分）			早朝・夜間	
注、回数を重ねるごとに利用料は異なります 利用者の身体的理由や一人での訪問介護が困難と認められる場合は同意を得て二人の介護員が訪問し二人分の料金となります			早朝（午前7時～午前8時） 夜間（午後6時～午後10時） 25%増し	
区分	利用料	利用者負担	利用料	利用者負担
20分未満	2,118円	424円	2,642円	529円
30分未満	3,135円	627円	3,916円	784円
30分以上1時間未満	4,964円	993円	6,206円	1,242円
1時間以上1時間30分未満	7,201円	1,441円	9,020円	1,804円
1時間30分以上は30分ごとに加算	1,027円	206円	1,273円	255円
生活援助（午前8時00分～午後6時00分）			早朝・夜間	
注、回数を重ねるごとに利用料は異なります 利用者の身体的理由や一人での訪問介護が困難と認められる場合は同意を得て二人の介護員が訪問し二人分の料金となります			早朝（午前7時～午前8時） 夜間（午後6時～午後10時） 25%増し	
区分	利用料	利用者負担	利用料	利用者負担
20分以上45分未満	2,332円	467円	2,931円	587円
45分以上	2,878円	576円	3,595円	719円
身体介護・生活援助混在型（午前8時00分～午後6時00分）			早朝・夜間	
1回の訪問介護において身体介護・生活援助が混在する場合には、具体的なサービス内容を区分し、身体介護にかかる利用料に生活援助部分を加算いたします			早朝（午前7時～午前8時） 夜間（午後6時～午後10時） 25%増し	
区分	利用料	利用者負担	利用料	利用者負担
身体30分・生活20分	3,980円	796円	4,986円	998円
身体30分・生活45分	4,847円	970円	6,056円	1,212円
身体30分・生活70分	5,703円	1,141円	7,136円	1,428円

※ 次の厚生労働大臣が定める基準に事業所が適合している場合は、『特定事業所加算』の対象となり、利用料も以下のようになります。

(1) 「体制要件」

- ①すべての訪問介護員等に対して個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。
- ②利用者に関する情報、サービス提供にあたっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。
- ③サービス提供責任者が、訪問介護員等に利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始し、終了後適宜報告を受けていること。
- ④すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に行っていること。
- ⑤緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

(2) 「重度要介護者等対応要件」

- ①前年度又は前3月の利用者のうち、要介護度4～5・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に並びに痰の吸引等が必要な者の総数が20%以上であること。

種別	要件	加算される割合
特定事業所加算(Ⅲ)	(1)、(2)に適合	基本料金の10%

※ 体制要件、重度対応要件の基準に適合していますので、特定事業所加算(Ⅲ)で算定し、所定の基本料金を頂いております。

初 回 加 算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合。 ・ 利用者が過去二月に当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合。 	2, 321円	465円
緊急時訪問介護加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護(身体介護中心)を利用者、又はその家族等から要請を受けてから二四時間以内に行った場合。 ・ サービス提供責任者が、事前に指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図り、当該介護支援専門員が、利用者又はその家族等から要請された日時又は時間帯に身体介護中心型の訪問介護を提供する必要があると判断した場合。 	1, 166円	234円
介護職員 処遇改善加算	(所定単位数+各種加算) × 8.6% × 10.70 (自己負担額: 上記計算額により算出された利用料金の2割/月) 事業所が厚生労働大臣より定める基準に低号する介護職員の賃金の改善等を実施している場合に加算されます。		

地域区分は10, 70円になります。